

# 受験資格が緩和されます。

## 二種・大型・中型免許の

令和4年5月13日から

新設される「受験資格特例教習」の受講が必須

19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に受験資格が引き下げられます。

「受験資格特例教習」を受講できる教習所は都内的一部指定教習所になります(詳細は警視庁HPをご覧ください。)。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp>



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

(現行)

(追加導入)

## 普通免許取得(18歳以上)



二種・大型・(中型)免許  
…21(20)歳以上かつ  
普通免許等保有3(2)年以上

受験資格

受験資格特例教習  
(●自己制御能力の養成  
●危険予測・回避能力の養成)

二種・大型・中型免許  
…19歳以上かつ  
普通免許等保有1年以上

技能試験合格  
(一発試験)

指定自動車教習所を卒業

技能試験合格  
(一発試験)

免許取得

※指定自動車教習所の卒業生以外の方は、取得時講習及び応急救護処置講習の受講が必要です。

## 若年運転者期間が設けられます



- 「若年運転者期間」とは特例取得免許を取得してから本来の受験資格要件が定める年齢(中型は20歳、大型・二種は21歳)までの間をいいます。
- 若年運転者期間中に交通違反をして一定の基準に達した場合は、「若年運転者講習」の受講が義務付けられます。

「若年運転者期間中に交通違反をして一定の基準に達した場合とは、若年運転者期間内に違反行為をして累積点数が3点以上になることをいいます。(1回の違反で3点となる場合は4点以上となります。)

- ◇正当な理由なく若年運転者講習を受講しない場合
- ◇講習を受講後、若年運転者期間が経過するまでにさらに違反をして一定の基準に該当した場合



特例を受けて取得した  
免許が取り消されます

